

沖縄県農薬管理指導士認定要綱

第1 目的

この要綱は、食の安全・安心確保交付金実施要綱（平成17年4月1日付16消安第10270号）及び食の安全・安心確保交付金実施要領（平成17年4月1日付16消安第10272号）に基づき、農薬販売業者及び防除業者（以下「農薬取扱業者」という。）に対して、農薬に関する専門的な研修を実施するとともに試験を課し、その合格者を沖縄県農薬管理指導士として認定することにより、農薬取扱業者の資質向上を図り、もって農薬の安全使用の推進を図ることを目的とする。

第2 農薬管理指導士の任務

農薬管理指導士は、農薬の販売業務に当たっては、農薬使用者に対し次に掲げる事項について指導又は助言を行い、防除業務に当たっては次に掲げる事項に留意し、適正な防除業務を推進するものとする。

- （1）農薬取締法（昭和23年法律第82号）、その他農薬に関連する法令の遵守
- （2）農薬の特性を踏まえた適正な使用
- （3）農薬使用に伴う人畜に対する危被害及び環境汚染の防止
- （4）農薬取締法第26条の規定に基づき指定された農薬の安全使用
- （5）農薬取締法第25条に規定する農薬安全基準等に基づく農薬の安全使用
- （6）農薬の適正な保管・管理
- （7）毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物又は劇物に指定された農薬の適正な取扱い及び安全使用
- （8）県が定めた病虫害防除指針等に基づく病虫害・雑草の防除
- （9）その他、農薬の安全使用等に関する事項で知事が必要と認めるもの

第3 農薬管理指導士認定委員会の設置

- 1 農薬管理指導士の認定を行うため、沖縄県農薬管理指導士認定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会の委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員会の運営については、「沖縄県農薬管理指導士認定委員会運営要領」において定める。

第4 研修

- 1 知事は、新たに農薬管理指導士の認定を受けようとする者に対して農薬管理指導士養成研修を実施する。
- 2 養成研修を受講しようとする者は、様式第1号により知事に受講の申請をするものとする。なお、同内容を含む電子申請も可能とする。
- 3 知事は、所定の研修課程を修了し、かつ求めのある受講者に対し、様式第4号に定める修了証を授与する。

第5 受講資格

- 1 農薬管理指導士養成研修の受講資格は、現に勤務している事業所が沖縄県内にあり、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 満20歳以上の農薬販売業者又はその従業員で現に農薬の販売業務に従事している者のうち、実務経験が2年以上の者
 - (2) 満20歳以上の防除業者又はその従業員で現に防除業務に従事している者のうち、実務経験が2年以上の者
 - (3) その他、知事が受講を認めた者
- 2 防除業者のうち、植物防疫くん蒸を行う防除業者及び航空機を利用して農薬散布を行う防除業者は対象としない。

第6 農薬管理指導士認定試験の実施

- 1 知事は、第4の農薬管理指導士養成研修の修了者に対して、農薬管理指導士認定試験（以下「試験」という。）を実施する。
- 2 試験問題の作成、試験結果の審査については、委員会が行う。
- 3 その他、試験に関して必要な事項は委員会が定める。

第7 農薬管理指導士の認定及び更新

- 1 知事は、試験の結果に基づき委員会の審査に合格した者を様式第4号に定める農薬管理指導士として認定する。
- 2 農薬管理指導士の認定期間は、1により認定した日から3年を経過した年度の3月31日までとする。
- 3 農薬管理指導士が、認定期間の満了する年度の農薬危害防止講習会若しくは農薬管理指導士養成研修を受講した場合、知事は認定期間満了日の翌日から3年を経過した年度の3月31日まで認定期間の更新を認める。
- 4 平成25年度以前に農薬管理指導士の認定（無期限）を受けた者は、農薬危害防止講習会若しくは農薬管理指導士養成研修を受講した場合、知事は農薬危害防止講習会を受講した翌日から3年を経過した年度の3月31日までの更新を認める。
- 5 知事は、他の都道府県で農薬指導士等の認定を受け、認定期間内若しくは認定期間満了後1年未満の者のうち、勤務地を沖縄県に移し、様式第7号の手続きを行った者については、農薬管理指導士として認定する。
- 6 知事は、認定期間内に農薬危害防止講習会若しくは農薬管理指導士養成研修を受講しなかった者のうち、認定期間満了後1年以内にこれらの講習会または研修を受講した者に限り、受講した翌日から3年を経過した年度の3月31日までの更新を認める。

第8 認定証の交付、再交付及び返納

- 1 知事は、第7により農薬管理指導士として認定した者に対して、様式第4号に定める認定証を交付する。
- 2 農薬管理指導士である者が、販売業務若しくは防除業務に携わらなくなった場合又は第9による認定の取り消しを受けた場合は、様式第5号によ

り認定証を速やかに知事に返納しなければならない。

- 3 認定証を紛失又は破損、若しくは記載事項に変更が生じた場合は、再交付申請書（様式第6号）により知事に申請を行い、認定証の再交付を受けるものとする。

第9 認定の取り消し

知事は、農薬管理指導士が農薬取締法に違反した場合、その他農薬管理指導士としてふさわしくない行為があったと認めた場合は、委員会の意見を聴いて農薬管理指導士の認定を取り消すことができる。

第10 農薬管理指導士を設置している旨の店頭表示

農薬管理指導士を設置している農薬取扱業者は、認定証を店頭に掲げることができる。

第11 その他

- 1 農業協同組合の営農指導員及びグリーンキーパー等農薬取扱責任者は、第1の農薬取扱業者とみなす。
- 2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成10年7月14日から施行する。
- 2 改正前の沖縄県農薬指導士認定要綱に基づき認定された者は、改正後の沖縄県農薬管理指導士認定要綱に基づき認定された者とみなす。
- 3 前項による場合の認定期間は改正前の認定期間の残期間とする。

附則

- 1 この要綱は、平成12年1月5日から施行する。
- 2 更新制度の廃止に伴う経過措置として、平成10年度以前の農薬管理指導士認定者で、平成12年度から平成14年度のいずれかの年度の農薬危害防止講習会を受講した場合は、認定期限のない認定証を交付する。なお、平成11年度更新者についても認定期限のない認定証を交付することとする。

附則

この要綱は、平成13年2月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年3月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年1月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年9月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年9月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 8 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 8 月 11 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 5 月 27 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 10 月 21 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 10 月 10 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 9 月 11 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 3 月 12 日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 30 年 9 月 4 日から施行する。

2 改正前の沖縄県農薬指導士認定要綱に基づき認定された者は、改正後の沖縄県農薬管理指導士認定要綱に基づき認定された者とみなす。

3 前項による場合の認定期間は改正前の認定期間の残期間とする。

附則

この要綱は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 8 月 19 日から施行する。

別表 1

沖縄県農薬管理指導士認定委員会

所 属	職 名
農林水産部営農支援課	課 長
〃	農 業 環 境 班 長
病虫害防除技術センター	予 察 防 除 班 研 究 主 幹
農業研究センター	病 虫 管 理 技 術 開 発 班 長
保健医療介護部薬務生活衛生課	薬 務 班 主 幹
環境部環境保全課	水 環 境 ・ 赤 土 対 策 班 長

沖縄県農薬管理指導士養成研修受講申込書

年 月 日

沖縄県知事

殿

自宅住所

TEL

(フリガナ)

氏 名

(勤務先の名称及び住所)

名 称

住 所

TEL

E-mail

このたび沖縄県農薬管理指導士養成研修を受講希望しますので、下記書類を添えて申し込みます。

記

- | | |
|-------------------|-----|
| 1 履歴書 写真貼付(様式は任意) | 1 部 |
| 2 実務経験証明書(様式第2号) | 1 部 |

* 現勤務先で実務経験年数が2年に満たない場合は、これまでの勤務先の実務経験証明書(様式第2号)も添付。

実務経験証明書

勤務先名称

自宅住所

(フリガナ)
氏 名

生年月日 (歳)

農薬販売業務・防除業務に従事している期間

年 月から 年 月まで (経験年数 年 月)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

勤務先所在地

勤務先名称

代表者氏名

印

修了証書

所 属 _____

氏 名 _____

生 年 月 日 _____

あなたは、沖縄県農薬管理指導士認定要綱に基づく _____ 年度農薬管理指導士研修の全課程を修了したことを証します。

年 月 日

沖縄県知事

印

様式第4号

第 号
(認定番号取得年月日 年 月 日)

認 定 証

氏 名

自宅住所

生年月日 年 月 日生

勤務先名称・所在地

上記の者を沖縄県農薬管理指導
士として認定する。

なお、認定期間は 年 月 日
までとする。

年 月 日

沖縄県知事



農薬管理指導士認定証返納届

年 月 日

沖縄県知事 殿

自宅住所

TEL

(フリガナ)

氏 名

沖縄県農薬管理指導士認定要綱第 8 の 2 に基づき、下記により認定証を返納します。

記

返納の理由

1. 防除業務に携わらなくなったため
2. 農薬販売に携わらなくなったため
3. その他 ()

農薬管理指導士認定証再交付申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

自宅住所

電話番号

(フリガナ)

氏 名

下記の理由により、農薬管理指導士認定証の再交付を申請します。

記

【申請の理由】

1. 紛失

2. 破損

3. 記載事項の変更

(新

)

(旧

)

4. その他

(

)

農薬管理指導士認定試験免除申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

自宅住所

生年月日

電話番号

E-mail
(フリガナ)

氏 名

勤務先名称

勤務先所在地

沖縄県農薬管理指導士認定要綱第 7 の 5 に基づき、認定試験の免除を申請します。

記

【沖縄県農薬管理指導士に準じた資格の取得状況】

1. 資格等の名称（認定都道府県等名）

2. 取得年月日・認定番号

3. 添付書類 資格証等の写し 1 部